

定例議会において

10議案を可決・承認

Mitsue village assembly
12月定例議会

昨年の12月14日に開会した定例議会は、7日間の会期を持ち12月20日に閉会しました。

この定例議会では、村長から提案された暴力団排除条例が制定されたほか、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに今西成夫

氏が選任されたことに同意するとともに、人権擁護委員候補者についても、岡田法顯氏と古谷善一氏の両名を法務省へ推薦することに同意致しました。

また会期の最終日には、2期目となる鈴木村長の所信表明に対する一

活動報告

12月

- 1日 桜井宇陀広域連合議会議員研修会
- 6日 議会運営委員会
- 14日 定例議会
- 15日 例月監査
- 16日 全員協議会
- 17日 宇陀市立病院竣工式
- 19日 消防団ラッパ訓練激励
- 20日 定例議会続会
- 21日 曾爾御杖行政一部事務組合議会
- 22日 知事懇談会
- 22日 県議長会役員会
- 30日 年末警戒激励

般質問が提出されるなど、全10議案が可決、承認されました。

◇ 審議事項は次のとおりです。

- ◎ 御杖村暴力団排除条例の制定について
- ◎ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎ 職員等の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎ 御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎ 平成23年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について
- ◎ 平成23年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について
- ◎ 御杖村の公の施設の指定管理者の指定について(観光施設5カ所)
- ◎ 御杖村の公の施設の指定管理者の指定について(御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)
- ◎ 御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて
- ◎ 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

職場での
トラブルの解決を
お手伝いします

費用無料



奈良県労働委員会では、「突然、解雇や配置転換されたが納得できない」「何の説明もなく賃金を引き下げられた」など、個々の労働者と事業主間の労働条件、その他労働関係に関する紛争の解決をお手伝いする個別労働関係紛争あっせん制度を実施しています。

▼問い合わせ先

奈良県労働委員会事務局
☎ 0742(20) 4431
FAX 0742(23) 3530
8時30分～17時
(1月から奈良市法蓮町757、奈良県奈良総合庁舎内に移転しています。)

2月16日から3月15日までは

個人住民税(村県民税)の申告期間です。

個人住民税(村・県民税)の申告について



平成24年1月1日現在で御杖村に住民登録がある方は、平成23年中(平成23年1月から12月まで)の所得を申告していただく必要があります。

この申告は、あなたの住民税、国民健康保険税、介護保険料や後期高齢者医療保険料等の賦課決定、各種保険料等の軽減判定や所得証明等の基礎資料となる重要なものですので、収入の有無に関わらず期限を厳守の上、提出してください。(期限後の申告になると各種保険料等の軽減が受けられなくなる場合があります。)

申告に必要なもの

- 印鑑
- 平成23年中の収入を証明するもの
 - ・ 給与所得等の源泉徴収票
 - ・ 営業所得や農業所得等のある方は、収支のわかる帳簿 など
- 所得控除の内容を証明するもの
 - ・ 社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除や地震保険料控除等のための支払い証明書
 - ・ 医療費控除のための医療機関の領収書 など

申告が不要な方

次の要件に該当する方は税務署や各支払者より所得等の報告がされるため申告が不要です。

- ① 平成23年分の所得税の確定申告(還付申告を含む)をされる方
- ② 年末調整済みの給与所得のみの方で給与支払報告書が勤務先から御杖村役場へ提出されている方(※1※2)
- ③ 収入が公的年金のみの方(※1)
- ④ 所得税の確定申告書、住民税の申告書又は年末調整した給与支払報告書に扶養親族として記載されている方(※3)

(※1) 扶養控除、保険料控除、医療費控除等の所得控除を受けようとする方は申告が必要です。
(※2) 給与支払報告書の提出の有無は勤務先にご確認ください。
(※3) 村外の方の扶養親族になっている方は申告が必要です。
なお、申告書は御杖村に住民登録のある満20歳以上の方全員に郵送しますが、申告の必要がない場合には恐れ入りますが破棄していただきますようお願いいたします。

家屋敷税(住民税均等割)について

住民税は、本来住所地の市区町村で課税されるのですが、御杖村に住民登録がない方であっても、1月1日現在、御杖村内に事務所・事業所または家屋敷を有する方には、家屋敷税(住民税均等割)が課税されます。

ただし、住所地で住民税が非課税の方は、御杖村においても非課税扱いとなりますので、非課税証明書を添付し申告書を提出してください。
申告書の提出がない場合は課税となります。

また、家屋敷税に係る申告書は御杖村ホームページからもダウンロードしていただけます。

URL <http://www.vill.mitsue.nara.jp/>

▼税に関するお問い合わせ先

住民生活課 税務徴収グループ
☎ 0745(95) 2001
内線(60・61・62)